

2017年10月3日

学生 各位

多摩美術大学
学生課

経済的支援授業料減免制度（G3）の変更について

標記の件について、2018（平成30）年度減免分より下記のとおり新方法での運用を行います。

記

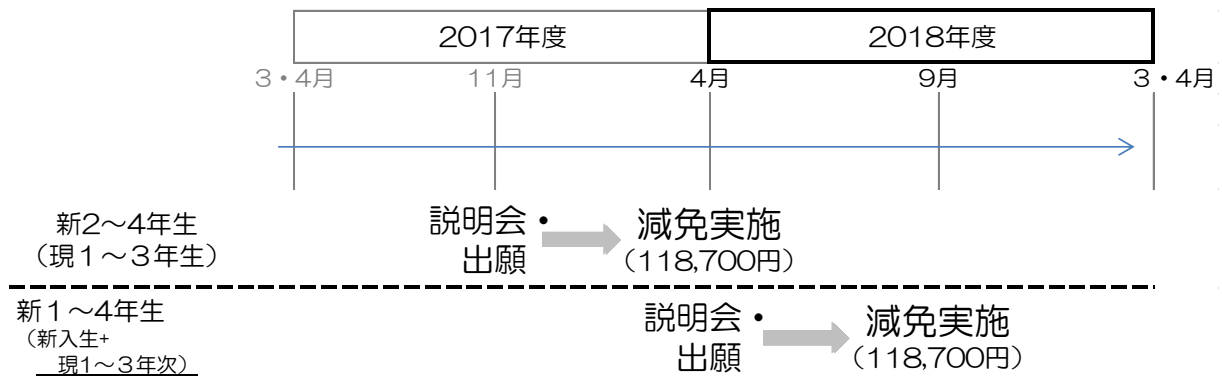
I. 従来の制度概要及び変更内容

名称	： 多摩美術大学経済的支援授業料減免制度	(変更なし)
申請条件	： ①日本学生支援機構等の貸与型奨学金を貸与中であり、かつ、経済的に修学困難な場合 ②前年度本学緊急支援制度適用者で家計収入の回復が見込めない場合	(変更なし)
	※ いずれも場合も世帯収入等の審査あり。 在籍延長、国費留学生、他の減免適用者は除く。	
金額等	： 【従来】 118,700円 (半期授業料の20%) × 2回	【変更】 237,400円 (年間授業料 × 20%)
採用人数	： 【従来】 年間合計280名 (半期毎に募集)	【変更】 年間140名

II. 変更に伴う「説明会から実施（採用）まで」のフローチャート

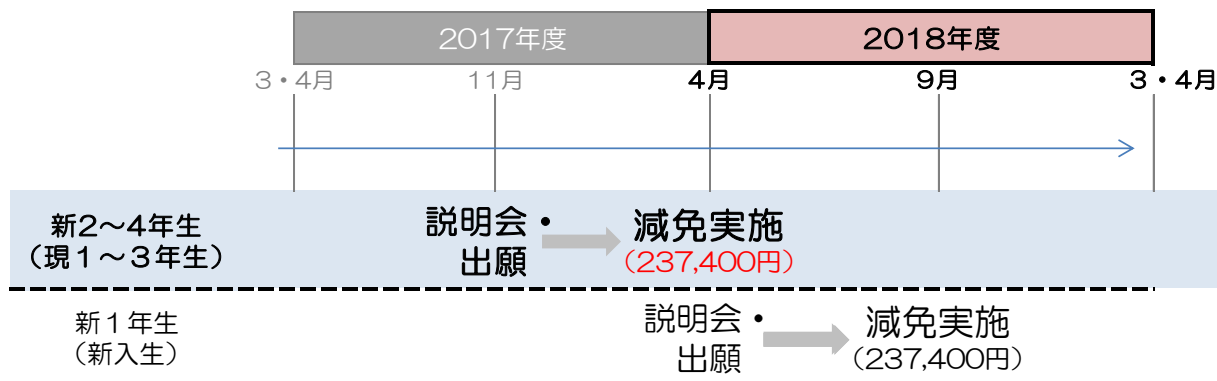
【従来】「説明会から実施（採用）まで」

半期ずつ2回の実施 : 在校生は年間を通じて支援希望の場合、2回の出願が必要。



【変更】「説明会から実施（採用）まで」

年間を通じて1回の実施：在校生は秋に説明会を行う。新入生は春に行う。（出願は1回）



Ⅲ. 変更による改善点

1. 減免制度申請にかかる 学生負担の軽減

- ・半期毎申請（年2回）→通年申請（年1回）となる。⇒学生の手続き負担軽減
- ・11月申請の場合、源泉徴収や(非)課税証明書で直近(前年)の所得が確認可能

前年分の(非)課税証明書は6月以降より取得可能

(仕事に就いていない方等の所得証明として、(非)課税証明書が必要)



従来は、4月募集の場合、審査後の6月以降に改めて(非)課税証明書の提出を求めている。

2. わかりやすい減免制度運用が可能

- ・授業料減免制度規程(※1)に基づき、各種減免(※2)の実施金額が同額、減免回数も同数となり、学生・保証人にとってわかりやすい制度とする。
- (※1) 多摩美術大学授業料減免制度規程 第三条・・・減免制度の重複適用は行わない
- (※2) ①兄弟姉妹授業料減免制度 ②博士前期課程授業料減免制度 ③私費外国人留学生授業料減免制度

Ⅳ. 今後のスケジュールについて

2018年分説明会実施(在大学生用) 11月13日(月)・14日(火) 18:00～18:40(両日とも)

2018年分説明会実施(新入生用) 2018年4月(予定)

以上